

岐阜県公報

目次

条 例

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ページ
一

号外(二) 平成二十八年 三月二十九日

本号で公布された条例のあらまし

- 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)
- 一 平成二十八年一月八日に和解した案件に鑑み、同年四月一日から同月三〇日まで間における知事の給料について、給料の月額に一〇〇分の一〇を乗じて得た額を減じることとした。(附則第二項関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十九号

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与に関する条例(昭和二十四年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 平成二十八年四月一日から同月三十日までの間における知事の給料の月額は、第一条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に百分の十を乗じて得た

額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十八年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社